

○議長 小田 武人君

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

本日は、妹川議員の一般質問に関して、参考人として地方独立行政法人芦屋中央病院の森田事務局長に御出席いただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

5 番、妹川です。

皆さんおはようございます。本日は大変お忙しい中、参考人として御出席いただき、まことにありがとうございます。通告書の前段に記載しているとおり、院外薬局などについて芦屋町や病院に対する厳しい意見と不信感が増幅しております。これはとりもなおさず芦屋町議会に対する不信感でもあります。

私は、病院に対する不満や不信感が今以上に増幅しないためにも、早急に実態を把握し、対策や解決策を見出すため、病院経営責任者のお考えをお聞きしたいということで、参考人招致をお願いしました。よろしくお願いいたします。

では、通告書に基づいてお話をしていきますが。

本年 3 月 1 日に芦屋中央病院が新築移転しました。その際、院内薬局を希望する多くの町民の声に反して、院外薬局となったのみならず、薬局敷地内に売店を隣り合わせる形で設置されました。外来患者たちは院内薬局、院内売店の方がよかったと嘆いておられ、厳しい意見が圧倒的であり、大変不人気です。

そこで①に対してですが、外来患者の院外薬局に対するニーズをどう捉えておられますか。また、②院外薬局に対する外来患者の厳しい意見を把握されていますかと。このことについて、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 小田 武人君

参考人に答弁を求めます。森田参考人。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

まず、1 番目の質問にお答えいたします。

外来患者の院外薬局に対するニーズをどう捉えているのかということでございますが、患者さんには複数の診療科、医療機関を受診して、多くの薬を服用している人が多く見られます。特に高齢者の方はこのことが顕著であります。このことを踏まえて考えると、患者さんが院外薬局へ望むことは服用している全ての薬を管理してもらうことであると考えています。具体的には、院外薬局の薬剤師さんに服薬情報の一元的、継続的の把握をしてもらうことで、次の 5 項目について

期待することができます。

1点目は、医師が処方した薬が適正な薬で用法が間違いないのかのチェックをしてもらえることです。2点目は、多剤重複投薬のチェックです。薬の数を減らすことにつながります。3点目は、飲み合わせのチェックです。飲み合わせにより相互作用が生じ、効果が薄れたり悪影響が出たりすることを未然に防ぐことができます。4点目は、丁寧な服薬指導をしてもらうことで、薬の理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しの防止となり、残薬の解消へとつながります。5点目は、薬について不安なことが出てきた場合には、いつでも薬のことで相談できることです。以上のことが実現されれば、患者さんの薬物療法の安全性、有効性が向上し、さらに短い時間で間違いない確実な薬を受け取ることができれば、これから院外薬局利用者のニーズは今以上に圧倒的に高まっていくものと考えます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、今、②もお願いしたんですが、外来患者の厳しい意見、院内薬局よりも、前のようですね、病院の院内薬局でしたけど、正式には院内調剤所。まあ通常院内薬局と言いますが。そのほうがよかったと、そういう厳しい意見なんかはいかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

今、2番目の質問にお答えいたします。芦屋中央病院下の院外薬局については、待ち時間が長いということとか、待合スペースが狭いなどの意見を伺っております。待ち時間につきましては、病院としても待ち時間短縮に向けた是正要請を行っております。その結果、徐々にではありますが、その効果が現れてきていると聞いております。また、厳しい意見のほかに、夜8時まで開いているのでよい。日曜日も開いているから助かる。コンビニも隣接し、またイトインスペースがあるので、飲食もできながらゆったりとした気分で待つことができると好意的な意見もいただいております。病院として今後も引き続き、院外薬局の状況を継続して注視し、院外処方の処方箋が4日間有効であること。またアプリを使用すれば、スマホで事前に薬局へ処方内容を送れることなど情報を患者さんに啓蒙していくように薬局に対して強く要望していきたいというふうに考えております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

まあ事務局長も御存じのように、ちょっと私の妻がですね、3月5日から1カ月ほど入院いたしましたし。私も今、リハビリに通っています。その関係でですね、患者さんと多くの患者さんと触れ合います。そしてなぜ院内薬局にしてくれなかったのか、なぜ売店がないのかというような現場の声をですね、再三聞くんですよ。そして私が議員であるということを知れば、抗議、抗議のようにね、議会は何していたのかと。確かに住民説明会では、院外薬局になるということについて、そういう住民説明会でも異議を唱える方もおられましたけれど。まさか実際に院外薬局に行くことによって大変であるというその嘆きと、嘆きとですね、怒りの声。そういうのがある現場的にね、現場主義といいますか、直接面接で聞くわけですよ。私だけじゃなくてほかの議員さんも一昨日はですね、今田議員が33名のそういう外来患者さん、薬局に来られる方についてアンケートというか、お話をされたところはですね、全ての人が今までどおり院内薬局がよかったというようなことを言われていましたね。それで今、話の中でですね。私が聞いた話たくさんありますけど切りがありませんので。

例えば、なぜね、病院会計の支払いが遅い。何で現金払いか。何でクレジットカードが使えないのか。これは窓口の職員も言われます。100メートルも歩くエレベーターで乗り降りの操作が大変。車椅子に乗った患者さんなんかね、特にね。それから薬局での薬の受け取りが遅い。立ち並んでいる。私も産業医科大に行って処方箋もらって、かかりつけ薬局ではありませんが、とにかく行ってみました。遅かったですね。私、昼から行きましたからね。朝行ったら多かっただから、昼行きました。そして、いろいろな話をしたら、二十数名の方とお話しをしました。病院でも話でもしましたけれどね、そういう。なぜ、院外処方箋のファクス送信コーナーがないのかとかね。病院入館のドアの開きが遅いとか。売店を病院内にコンビニの店員が持ち込んでいるが、なぜそのようになったことになってしまっているのか。薬局が芦屋町から借りた土地をコンビニに又貸ししている。おかしい。結局スーパー麻生の場合ですね、芦屋の土地をスーパー麻生がクリーニング店に又貸ししてますね。してるんですよ。そういうことと同じではないか。また外周道路から薬局へ行く進入道路は非常に難しいと。入りにくい。病院内の案内サインが各所にあるが、見えにくいとか。交通体系の見直しをしてほしいと。交通会議はあるでしょうけど、住民の声が反映された取り組みをしてほしいとそういうことをですね、言われるわけですよ。これは、院外薬局にするという説明の中に非常にメリットをたくさん書かれてありましたね。これに住民説明会の資料によりますと、診察終了後の会計待ち時間が短縮されます。これですね、このね、これ。薬局についてと。会計、私も何回かお金を支払いましたけれどね、長いですね。お客さんはおられないんですよ。私は昼から行きますからね。なのに長いし。薬局はですね、15分から20分、30分ぐらい待った人もおられるそうでね。それで、その処方箋を渡して、後から来ま

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

すというようなことを説明された方もおられますから、かかりつけ薬局というのがあってね、近くの病院でもいいんですよ、薬局でもいいんですよということはお知らせいたしましたけどね。結局はどうなんでしょうね、もうお話、回答のようなことを言われましたが、診察終了後の会計の待ち時間が短縮されたのか。5番目。それと、上記院外薬局での待ち時間が短縮されたのか。この資料によりますと、住民説明会の資料によれば短縮されます。全然逆のように思えるんですけど、いかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

いろいろなことを妹川議員おっしゃいましたが、現在病院の中でも施設面に関しては、使用して3カ月目になりますので、点検、使い勝手とか利用状況を見ながらですね、不都合があるところは是正していこうというような形で今取り組んでおります。いろいろなことを今、言われましたので、私はお答えできる範囲でお答えしますけど。売店につきましてもですね、やはり院内に業者というか、入ってもらって、売店を運営してもらおうということが一番望ましいというふうに考えた中で、誘致を進めてきたんですが、やはり当院程度の規模では、やっぱり採算が取れないということでお断りされたというのが現状であります。現状については、病院の下にある薬局がコンビニを運営していますので、病院のイートインスペースでですね、会計横のスペースのところは午前中です。午前の10時から2時までは上でサテライトの売店という形で運営をしていただいております。その必要に応じて売店の品物の数もですね、ふやしていただいているところでございます。

いろいろ病院だけでは解決できないところは、いろいろな所と協議をしまいいっておりますので。薬局、病院から下に降りられて薬局のほうに入りにくいというところも警察と協議の中で何かポールが立っているような状況で、そういう入りにくいという御意見も伺っております。いろいろな面で病院としてもそういう意見を受けとめながら、改善できるところはしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、あの3番目にですね、③患者が支払う診療代及び薬代はどう変化したのかと。

私は、平成27年9月議会でですね、質問をいたしました。院外薬局の薬代は院内薬局よりも2.5倍くらい高いと言われているがということについてですね。回答は院外薬局の場合のほう

が処方箋料や調剤点数が高く設定され、また加算項目が多く設定され、それが加算されて患者負担は割高になると。まあ、そういうことですね、ある患者さんがですね、薬代は少し安くなったような気がするというふうにおっしゃったんですが、じゃあ病院で払った会計のお金と合わせてくださいよ。計算されたら、高くなっているというようなこと言われたんですが、いかがですか。やっぱり両方合わせてですよ、何%、何十%くらい上がっていると思います。患者さんたちはですね、例えば1,000円としますよね、両方合わせて。でも1割負担ですから100円ですよね、支払うのが。仮に倍の2,000円になっても1割で200円で済むんですから、100円が200円だから、そんなに上がったとは思わないだろうと思います。3割負担の人は1,000円は300円、2,000円であれば600円と上がるわけですから、非常に高くなったなあというのがわかるんですけど。実際、診療の薬の中身によって違うでしょうけど、大体どれくらい、ざくっとでいいですから、上がっているだろうと思いますが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

3番目の回答を先にお答えしてよろしいでしょうか。（「3番目です」と呼ぶ者あり）はい。院外処方の場合にはですね、調剤基本料や管理料、薬歴管理料がかかり、病院よりも調剤料が高いため、院内処方に比べて料金が高くなっていると言われております。しかしながら、院外薬局は院内薬局よりジェネリック薬品の使用率が圧倒的に高いことから、かなり多くの薬にジェネリックが採用され、処方された薬全てがジェネリックになる場合があることから、患者さんから以前よりも支払い額が安くなったという御意見もよくお聞きいたします。そのほか、薬局に置かれた環境や規模、業務内容によって調剤基本料が異なってくることもあります。例えば、1カ月に受け付けする処方箋の枚数や特定の一つの医療機関からどの程度処方箋を受け取っているか。いわゆる集中度や大型チェーン薬局などさまざまな条件によって、診療報酬の点数が違っていますので、支払い額も違っていきます。2年ごとに行われている診療報酬の改定では、過去10年間ぐらいを見てもですね、薬価は引き下げられている現状が続いております。今回の診療報酬の改定では、薬局の調剤基本料の見直しが行われ、特に病院下の院外薬局、特に当院下の院外薬局については、その所在が当院の敷地内にあるという認定がされていることから、基本的な調剤基本料1というのがございますが、それが410円となっております。それと比べると調剤基本料3ということで100円となっており、一番低い設定となっております。結果的に以上のことから、患者さんが選ぶ院外薬局や処方内容によって患者さんが負担する金額は違ってくるのが現状でございます。一概に何%高くなったとかいうのは、高くなった、安くなったというのは、患者さんの状況とあと薬局がどういう薬局であるかということで違ってくるのではないかとこのように考

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

なかなかですね、病気の内容によって、薬の内容によってですね、計算の違いがあると思いますが、一般的に言ってですね、当然、さまざまな項目があるわけですから、そのことによって値上げされているのは間違いないというふうに聞いております。

それでですね、じゃあ次は今、5番、7番は短縮されたのか。次はですね、6番目、中央病院下の薬局、院外薬局に外来患者が持ち込む処方箋の割合は。これは4番と6番と一緒にですね。4番は新病院開院後、3カ月間の1日平均の外来患者数及び処方箋発行枚数はどれぐらいありますか。それと病院下の院外薬局に外来患者が持ち込む処方箋の割合はと。お願いします。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

4番目の質問にお答えします。3月から5月までの1日平均外来患者数は約330名。処方箋の発行枚数は約150枚となっております。

6番目の御質問ですが、当院の処方箋の発行枚数はわかりますが、当院下の院外薬局に当院の処方箋が持ち込まれている枚数につきましては、これは一企業の情報でありますので、この場で当院がお答えすることは、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

330名の外来患者さんがおられて150枚の処方箋を発行されて。じゃあ病院下の外来患者。私は、あの例えば産業医科大とかいろいろな病院にかかったことがあるんですけど、大体の方々がですね、80から90%の方々は、下に降りていっておられると思うんですね。私、見てみますと。それで私は逆にこんなに待ち時間があるならば、近くの薬局でもいいんですよ、かかりつけ薬局ということですね、私がちょっとお示しするわけですが、知らない方が非常に多いですね。90%から80%の方が行かれていると思うから。だからこそ院外薬局の受付が非常に長い。みんな立ち並んでいるということなんですよ。だからそこでなぜ、先ほど言いましたように、処方箋をファクスで送らないのかとか、それから若い人はスマホでその写真を撮って、すぐポッ

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

とね下の薬局に送ると。非常に便利ですよと。特に若い人は。処方箋ができたらオーケーとできましたというようなことのシステムがありますが。今現在はその送信、ファクスはないですね。もう時間がないので、何か検討をね、していただければいいかなと思いますので、できないのか、できるのか。その辺に含めても検討していただけたらと思います。

それで今、説明したようにですね、まだまだいろいろな御不満や御意見たくさん、切りがないんですね。だから、不満は本当に最高潮に達しているのではないかと。そういう声を聞きますと、患者さんから抗議とも取れるような厳しい意見、議会で上げてほしいということがあったんですね。それで今、私の住民の声というのは、ほんのまだ一部だと思うので、病院として、また町としてですね、その実態を把握するために、面接方式とかアンケート方式でそういう御不満や御意見や、そういうことについて実態調査を試みたらいかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

今の妹川議員の御質問の中で、院外薬局の待ち時間関係につきましては、実際来られている患者さんからそういう声もお聞きしますので、私ども、私も行きましたし、院長も行きましたし、薬剤部長も行きましたし、実際の状況を下の薬局に行ってですね、確認しているところであります。あの、これは7番目の御質問の回答と重なりますので、ちょっと7番目の回答をちょっと述べさせてもらいます。

当院が3月に新病院に移転してから、同時に下の、病院下の院外薬局も3月から開局しております。当初は曜日によっては、待ち時間が長いとの御意見がございましたが、病院から再三ですね、実態を調査した中で、御意見もお聞きした中で、待ち時間短縮の対策要請を薬局のほうにしております。その成果もあって、最近特にですね、待ち時間は少なくなっているというふうに聞いておりますので、薬局のほうも努力していただいております、取り組んでいただいているというふう考えております。

それとファクスの件につきましては、当初もファクス、特に大きな病院についてはファクスが設置してあるところがございます。これにつきましては、薬剤師会が主体となってファクスを設置して、案内人を設置して、患者さんが希望する院外薬局にファクスをするという方式を取っておりますが、これも薬剤師会のほうからはいろいろな問題があってできないということ、返事をいただいております。それであれば、病院が設置すればいいじゃないかという御意見もございますが、当院の下の薬局がですね、敷地内薬局というふうに九州厚生局の方から認定されておりますので、病院が置いて下の薬局にファクスが流れるということは、誘導に当たるのではないかなという疑念を持たれる懸念がございますので、病院側としては、今回ファクスの設置を断念し

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

たところでございます。それとあと薬局のほうにも要望として、先ほど言われましたようにアプリを利用して情報を流すということを積極的に患者さんに働きかけをしてほしいという要望も出しておりますし。それと処方箋の期限が4日間ということでもありますので、二度手間にはなるかと思いますが、患者さんが都合がいい時間帯または薬局がすいている時間帯、そういったところの利用を説明していただいて、患者さんが都合がいいような形で薬局を利用していただければいいというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

まだね、3カ月、病院が開院して3カ月、薬局もそうなんです。だからまだまだ様子を見らなければならぬのかもわかりませんが、わずか3カ月の間にですね、このような大きな問題というか、町民にとってはね、外来患者さんにとってみれば、非常に不満が増幅しておりますから、少しでも早くね、その実態を把握して解決策を取っていただきたいという思いで今、発言しておりますが。

もともとですね、この院外薬局にせざるを得なかったでしょうけれど、私は当初からね、病院の中の院内処方、調剤所のようなのをですね、設置すれば、このような問題点なんかはなかったんじゃないか。ただ病院としては、かかりつけ薬局とか、分業制度とかそういうほうのというか、規則に基づいてやらざるを得なかったんでしょうけれど。私も再三、九州厚生局ないしは厚労省本庁にも問い合わせましてね。別にね、院内薬局、いわゆる院内調剤所にしたからといって罰則もなく、締め付けもありませんよ。病院経営者の判断で決められるものですと。間違いないですよ。そのように言われて今さらながらね、私はまだ残念でたまらないんですよ。やっぱり院内の調剤薬局と院内薬局をね、すればよかったなあと。私は本当に外来の患者さん、処方箋をもらいに来られる患者さんに本当に申しわけないと思っています。私の力不足だったのかなと思いますけど。そういう意味ではここでね、できればいい方法ないだろうか。

そこで国の動向はどう変化しているのかと保険薬局の規制の見直しというのが、平成28年10月1日から見直しがあってますね。その辺を説明していただけますか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

薬局が構造というかどうかということをお答えしていいのかちょっとわかりませんが、確かに院外薬局が高いということで、国もある程度認めているところはあるのではないかなというふうに考

えております。その中で、診療報酬の改定の中で、国もいろいろな薬局に対する施策を打ち出して
しております。それはなぜかと申しますと、今の院外薬局が、特に大きな病院の門前薬局が多く所
在しているわけなんです、国は地域包括ケアの中で地域に薬局があつて、それを近くの薬局を
住民の方に利用してもらおうという考えがございます。そういう意味で、先ほど薬価がずっと下が
っているというお話もいたしましたけど、高いと言われているいろいろな調剤料とか管理料とか
の見直しも行われてですね、薬局の実態に合った診療報酬の点数付けをしているところが、今回
の改定でも見られました。端的に言えば、大型チェーンとか、そういったところは、要するに、
言い方が悪いんですが、もうけ過ぎているという考えがあるのではないかなと思うんですが。そ
ういったところを先ほど申しました実態によっては診療報酬の点数を下げているので、そう
いう意味で、今後薬局の体制というのは変わっていくものというふうに考えております。

それと 28 年の 4 月から、かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師という制度が始まりました。こ
れにつきましても、薬局側につきましても、その体制づくりとして、いろいろな形を今、その体
制を整えているところでございます。そういった意味で、今後の薬局が地域包括ケアの実現に向
けて、その体制がかかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師という薬局の体制に変わっていくものでは
ないかなというふうに考えておりますし、そのようになるように国もビジョンの中で、薬局のビ
ジョンというのがありますが、その中でそのビジョンを実現していくために、いろいろな政策を
打ち出していくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

私の質問の趣旨から少し離れているような気がしましたが。

平成 28 年 10 月 1 日から薬局と医療機関との独立性に関する規制が一部緩和、厚生労働省は
従来、処方箋を持った患者が医療機関から薬局に行く際は、一旦公道を通るように求めており、
両者が隣接する場合には、間をフェンスや壁で仕切るよう指導してきましたが、10 月 1 日から
両者を隔てるフェンスや壁は不要になる。医療機関の敷地内に薬局を開くことが可能となります。
現行ではですね、そういうふうでしたけれど、改正後は一体的な構造の解釈を改め、公道等を介
することを一律に求める運用を改めることとする。原則として、保険医療機関、芦屋中央病院で
いいですが、と保険薬局が同一敷地内にある形態も認めるとなると、今、全国の病院は、この敷
地内に当然条件が 4 つほどありますね。その薬局が公道から見えるところで、患者さんも自由に
そこに入れることとか 3 つ、4 つの条件がありますが。このことですね、今あるその病院下の
薬局をですよ、その病院敷地内に移転するとか、ないしは新たに募集をかけるとか、そういうこ

平成 30 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

とができるということなのですが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

薬局の開設につきましては、今、妹川議員がおっしゃられた内容も一部間違いではございませんが、あくまでも薬局を開設するに当たって、最低限の条件というか、そういったものがございます。それは薬局が公道に面していること、公道とはどういう道かということ、不特定多数の方が通る道であるという定義がなされております。当初から、やはり患者さんは病院から近い薬局が望ましいということで、ずっと開院前から薬局の位置について検討してまいりました。私たち薬局を開設するわけではないんですが、九州厚生局のほうに上のほうに開設できるかということでも伺ったこともあります。その中で九州厚生局の見解としては、まだあの時は外周道路ができていませんでしたので、できた状態でしか判断できませんから、今は判断できませんという回答がございました。それとできた後、実際ある道を見て判断するということでしたので、それでも先ほど言いましたように、あの外周道路というのは、病院と横の運動公園ですかね。そこに行くがための道であるので、不特定多数の方が通る道とは認められるかどうかというのは疑問ですねという返事がありました。そういうことを踏まえると、今の段階で九州厚生局がどう判断されるかわかりませんが、私どもはまだその条件に合致しているとは考えておりません。そういったことでまだ上の敷地内に薬局が開設できるかという検討にも至っていないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

28年の10月1日にそういう改正がありますから、少し九州厚生局もそれから、厚生労働省のですね、見解もですね、少しずつその辺の利便を図ってですね、患者さんに利便を図って、検討していく。それはまたいろいろと検討課題であるというような話も聞いておりますからですね、ぜひですね、今のような形で前向きにですね、考えていけたらと思います。その規制緩和の発端はもう御存じかもわかりませんが、2014年10月フェンスなどで仕切られていると体が不自由な人、車椅子を利用する人、子供連れ、高齢者にとっては不便なので、一旦公道に行き直すという杓子定規な考え方は見直してほしいという行政相談を受けた総務省が、厚労省に改善を要請しました。翌15年には政府の規制改革会議は規制の見直しを答申し、こうした動きで、推される形ですね、厚労省は規制緩和を決めましたと。まあ、そういう流れがあるわけですけど。芦屋町の場合は100メートルも歩いてエレベーターで降りて、その交差点を通過と

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

ね、そういう実態、それからアンケートを面接等のアンケートをとってですね、それを持って厚労省九州厚生局にお願いして移動できないのかと。また新たにそういう公募してもいいののかどうか、その辺も含めてですね、やっぱり検討していただきたいなあというふうなことを思っております。

時間が来ましたので、これでこの件については終わりたいと思います。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問における件名1は終わりました。参考人の退場を求めます。
（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

[参考人 退場]

○議長 小田 武人君

それでは、続けて妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、次の件名、清潔で公平・公正な行政に向けてということから始めていきます。

今、国会では森友学園、加計学園問題における公文書廃棄、決裁文書の改ざん問題、また自衛隊日報の隠蔽問題など民主主義の根幹を揺るがす深刻な事案の枚挙に暇がなく、異常事態国会化としています。それを踏まえて、我が町を省みれば、やはり町民のための正常な行政が行われているかと考えると、そうではないのではないかとと思われる点が多々あります。特に、平成22年度から続いてきた特別養護老人ホームの応募手続が清潔で公平・公正に行われてきたか、いまだなお、疑問は深まるばかりです。この特養問題を決して幕引きさせてはならぬという町民の強い声を受け、特に田屋、柏原の方々。次のことについて問います。今回は住民説明会に限って、質問いたします。次回には、まだまだたくさんこの問題については聞きたいことがたくさんあります。今回は住民説明会に限ってということです。

（1）平成22年度の（株）最上が提出したとされる田屋地区住民説明会議事録を受理した責任者は誰かと。はい。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

田屋地区住民説明会議事録は、事業者が作成した協議書の一つとして町が收受したものでございます。文書の收受に関しましては、芦屋町文書事務取扱規程第7条第3項第1号の規定により、課の文書の收受は文書取扱責任者である係長が処理することとなっており、第一義的には担当係長が責任者として位置づけられております。ただし、同規程第6条の3には、文書管理責任者である課長が、その課における文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう職員を指導しなければなら

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

らないと規定されていますので、最終的には文書を収受した当時の担当である福祉課長でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

お手元に配付しておりますこのプリントですね。このプリント。住民説明会議事録。開催日時は平成22年6月11日、芦屋町田屋地区公民館、出席者黒塗り。夏井ヶ浜福祉会理事長、最上慶一（予定）。その後、黒塗り。隣接地主、黒塗り。議事内容、18時30分に何々の発声で説明会を開催、何々が社会福祉法人設立に至る経緯を説明。理事長の予定の最上慶一が設立の趣旨、事業内容、建設内容、説明並びに福岡県の事業者認定を条件とするので、事業化されない場合があることを説明。何々から全面的に賛同の意思を確認。何々から全面的に賛同の意思を確認。20時に何々が閉会宣言。こういう住民説明会議事録は、私のニューズレターですね、私のニューズレターに何号でしたっけ、ニューズレターでこれをそのまま印刷して、町民の全町民に配付したんですよ、20号ですね。そのままね。田屋区民は怒っていましたよ。俺たち何もこの総会やらしていないよと。何でこんなのがその出てくるかと。またこんなものを何で町が受け取るん。今、何か事務管理がどうのこうの言いました。受け取ったのは福祉課でしょう。

右のほう見てください。これは高齢者支援課が高齢者福祉主管課各市町村で係、山口、野本、有田、係長浜本、退職されました。課長は藤崎さん。もう課は変わっておられますけれども。これが4月21日に受け付けられた、こういうのが来たわけですね。そして、こういうのが受け取ったのはこの2、4、5名の中のお一人だろうと思う。さて、どうですか。この住民説明会議事録を今現在見られて、その後田屋区民に確認されましたか。当時の区長、名前は言いません。Y氏や3人の組長に確認しましたか。いかがですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは前にもお答えしましたが、確認はしておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

同意書があるんですよね。これは社会福祉法人設立と特別養護老人ホーム建設の件、要件。こ

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

これは当時のY区長さん、もう名前も言っていないんですけどね、御本人知ってありますから。ここでは公にしないようにしましょう。田屋区長のY氏がですね、最上さんが自分の家に来られましたので、どうだろうか。これ、私個人の印鑑、私個人、区長ですね。区長の判断ではできませんよ。いや区長の同意があればいいんですよ。区長の同意さえあればいいですよと言って印鑑を押された内容は、社会福祉法人設立と特別養護老人ホーム建設に当たり、隣接地域の何、何、何は、区長の名前は、Y氏は、道路整備事業の推進に対して承諾いたしますと。ということで、この同意書は町のほうに提出されていると思います。ねえ、藤崎課長。まあいいんですけどね、きょうは担当が違うから。これが出ていると思うんですけど、この住民説明会議事録なんかあった、した覚えはありませんし、していませんよ。どうなんですか。この同意書はあの、いただいていますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成22年当時の整備方針におきまして、これも以前答弁させていただいたんですけども、住民説明会議事録、関係区域の住民説明会議事録、これはつけてくださいというのが県の整備方針の考え方でございます。それと合わせて事業者のほうで田屋の区長に対して、同意書を求めてそれを書いていないものまでつけておられたようなもので、それを一式、町のほうでは当時受領しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ、この左側の住民説明会議事録も受け取ったということでもいいんですね。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい、当時は一番最初に申し上げましたとおり、協議書の1つとして受け取っております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

当時の区長の同意もあると。同意はあると。住民説明会議事録もあると。その時の担当課の方がですね、これよく見てください。その次の2番目になりますかね。平成22年度の応募書類の

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

提出締切日は大体いつでしたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成22年5月18日に町ホームページで公募の期間を示し、協議書の町への提出締切日は平成22年6月11日としておりました。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この起案書ですね、平成29年度高齢者福祉施設と施設整備にかかわる協議手続については、複数の協議書が提出された場合、1事業者計画を選定するのに時間を要するため、町への書類提出期限を6月11日と決めてよろしいかお伺いします。また、その周知を広報で行うべきですが、時間がないため町のホームページにより周知を行います。締切日提出期限は6月11日ですよ。それはそれでいいでしょう。ところでですね、よく御覧になってください。これ、住民説明会議事録は開催日は平成22年6月11日の18時30分から20時までですよ。夜中にやってるんですね。そしてどうやって6月11日に提出できるんですか。おかしいと思いませんか。はい、どうぞ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当時、受付期限の日は定めておりました。しかしながら時間まで定めていたものではございません。これは私の経験なんですけれども、平成24年度整備分として公募した際、ある事業者は締切日に書類を持ち込まれたんですけれども、受理の過程で書類の不十分な点が多々あって、再提出等を求めた結果、結果的に午後10時を過ぎて受理した経緯がございます。このようなこともありますので、関係区域への住民説明会の開催調整がうまくつかず、締切日当日となったことも考えられますので、説明会を終えて必要な資料を受け付けたものと考えられます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

夜の10時に受け付けたということですね。まあ、そういうこともあるから夜の10時に受け

平成30年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

付けたというふうになっているんですね。はい。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

夜の10時に受け付けたのは、私が平成24年の時に受け付けた事務で、それは経験上のお話をしているだけでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ、この件についてはどうなんですかと聞いているんですよ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そういう経験がございますので、こういうこともあり得るのかなということで、当日追加資料として、住民説明会の会議録が提出されたことが考えられますと答弁した次第です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そういうことがあってもしかるべきことかもしれませんが、こんなことがね、締め切りは厳守しなければ行政業務は成り立たないじゃありませんか。例えば、高校入試、大学受験でね、願書を提出するときに、教授や教師がちょっとね2時間、3時間、4時間遅れた、時には1日遅れたということだって、それは受け付けられないんですよ。必ずこういう公募処理については、時間を厳守すると。期日厳守。そういうことが認められるようであればね、遅れてもいいんだという指導なされたのかどうか。県の留意事項には何と書いてあると思いますか。

次の見てほしいんですが。もう一つのプリントにね、この平成22年度の整備方針について。下のほうにですね、1、市町村長の意見書については、当該市町村の老人福祉計画、施設の建設に対する地元住民の意見等を踏まえですね、3番目は施設の整備を計画しているものと十分な協議を行い、そして適切に審査することとなっています。当然こういうたくさんの応募書類を提出するのは期限厳守でありましようが、事前打ち合せ会というのがあります。今の福祉行政にしても何でもですね、書類を出すときには事前打ち合わせ会がありますけど、事前打ち合わせ会をした日はいつですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

手元に資料を持ってきておりませんが、お答えは、ちょっと本日はできません。それと先ほど言いましたように、一番最初、答弁で日にちは決めておりましたけれども、時間まで決めていないということで、持って来られればですね、民法上 1 2 時を経過しない限り、私どもとしては逆に受け付けなければならないという状況であったことも事実でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

議長。今のいつ打ち合わせ会を打ち合わせといいましょうかね、その書類の点検ですね、漏れがないか、記入漏れがないか、こういう事前の打ち合わせの会があるんですよ。今までずっとあっていました。いつしたかですね、そこを次回、この会が終わってでもいいですから、日にちをどういふことをしたかといふことを提出するように申し出してください。お願いします。

○議長 小田 武人君

福祉課長いかがですか。

○福祉課長 吉永 博幸君

2 2 年度の受け付けでございますので、公文書の保存期限というのが 5 年間に決められておりますので、基本的には廃棄処分になっていると思いますので、ちょっと私の意識の中ではいつ受けられたというのは、お答えできないということで回答させていただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

このですね、いい加減なといふか、ずさんな住民説明会議事録といふのは、これは N P O 法人ニューオンブズマンがですね、文書非開示の開示請求をした。地裁で町は負けましたね。高裁でまた町が負けましたね。その時の町の証拠書類として、この住民説明会議事録なるものが出ています。これではありませんが、最上から住民説明会をやったという説明文が出た。で、もう一つ御本人、最上からも提出されていますといふことで、開示請求したところ、まあこれが出てきたんですね。で、新たにまた出てきたのが、ちゃんと名前は全部じゃありませんが、書かれているものも出てきております。まあ、やはり今、森・加計問題がありますけれども、やはり住民、この情報といふのは、町の財産ではありませんで、やはり、国民、県民、町民の財産です。知り得た

平成 30 年第 2 回定例会（妹川征男議員一般質問）

情報は請求はあるなしにかかわらず、積極的に情報を開示すると。そして愛媛県知事がうそを述べることについて、やはりうそは、当の本人だけの問題じゃなくて、他人まで巻き込んでいくというような発言がありました。まあそのようにですね、またある人は、ジャーナリストは、うそを重ねればうそを重ねて 20 回分うそをつかなければなくなっていくというようなこともマスコミ等でも書かれております。

私のきょうの結論はですね、また時間がありませんでしたから、まだまだほかにも分筆の問題、それから、さまざまな特養の問題についての問題意識を抱えています。やはり民主主義の根幹にかかわるようなことですので、また次回時間があればまた一般質問したいと思います。

以上で終わります。